

# 日本空手道 鷺宮道場 会員規約

## 1. 入会手続き等について

1. 鷺宮道場会員規約を了承し、入会申込書に所定の事項を記入・捺印し、顔写真（3×4 cm）2枚、入会金、空手着代、月会費2か月分、スポーツ保険料その他入会時に必要な費用を添えて道場事務局に納入すること。

②月会費は、3か月目から、金融機関からの引き落としとなります。

※金融機関引き落としは、『鷺宮道場』ではなく、『DJオンライン』と印字されます。

③月会費が、金融機関から引き落としができなかった場合、速やかに月会費を道場に納入すること。

④第4週に入会した場合、その月の月会費は無料となります。

⑤退会后、3年を経て再入会の場合は、入会金の半額を納入すること。

※再入会の場合は、入会キャンペーンなどの特典は利用できないものとする。

⑥スポーツ保険は、会員全員に加入を義務付けておりますので入会時、及び毎年3月末日までに納入すること。

※1度納入された金銭は理由の如何を問わず返金することはできませんので、ご了承下さい。

## 第2条 休会について

1. 休会するときは、**休会しようとする月の 前の月の5日までに**道場所定の休会届を申請して下さい。

※5月1日から休会する場合は4月5日までに休会届を申請すること。

※電話、口頭での休会は認めません。

2. 休会届が受理されると、会費引落が停止されます。

3. 休会から、稽古再開される時は事務局まで連絡すること。

## 第3条 退会について

1. 退会するときは、**退会しようとする月の 前の月の5日までに**道場所定の退会届を申請して下さい。

※5月1日から退会する場合は、4月5日までに退会届を申請すること。

※電話、口頭での退会は認めません。なお、未納の会費等がある場合には、その全額を退会届と合わせて納入して下さい。

※休会・退会する場合、以上の手続きに不備がある場合には通常の会費を頂くこととなりますので、ご了承下さい。

## 第4条 道場内での事故、障害について

1. 道場内での事故、及び障害に関して、鷺宮道場は責任を負いません。

2. 道場内での私物の紛失及び盗難に関して、鷺宮道場は責任を負いません。

3. 道場では、万が一の事故に関して、会員にスポーツ保険の加入を義務付けております。

4. 道場の備品（鏡、窓ガラス、壁その他）を故意に破損した場合はその全額、誤って破損した場合は全額の2/3を弁償すること。

第5条 次の各項に該当する方は入会できません。

1. 暴力団員、又はそれに準ずる組織に関係する方。
2. 威圧的で過度の刺青がある方。
3. 医師から運動が禁止されている方。
4. 伝染病、その他 他人に伝染又は感染する恐れのある疾病を有する方。
5. 諸般の理由から、正当な道場利用ができないと道場側が判断をした方。